

【1】部活動（課外活動全般含む）運営

（1）生徒、顧問（学校）、保護者（外部指導者等）協力の下、運営する。

①『適正な部活動の運営に向けて（平成30年4月1日沼田市教育委員会）』『適正な部活動の運営に関する方針（平成30年4月1日群馬県教育委員会）』の下、趣旨に基づく適正な部活動の運営に努める。

※適正な休養日等の設定

・週2日以上（平日に1日と土日のいずれか1日）の休養日を設定する。

・平日休養日は、月曜日を基本とする。土日活動時の代替休養日は、水曜日を原則とする。

（やむを得ず土日活動を行う場合、代替休養日を設け、趣旨に基づき週2日以上の休養日を設定する）

②他の活動と重複の場合、学校生活優先を原則とする。個々のケースでは、保護者と協議する。また、生徒の負担過重にならぬよう他団体と連携する。

③保護者の輸送協力を得る場合『部活動での『車だし』について、中学校部活動における送迎方針』（平成23年県小中学校PTA連合会）等を用いて、共通理解を図る。

④現在の部活動運営状況理解の下、顧問・保護者双方に負担過重にならぬよう保護者会の主体的運営を含め、協力を求める。

（2）生徒が主体的に活動でき、生徒のよさを伸ばし、実態に合う指導ができるよう、教育部活の趣旨を生かした部活動運営に努める。

（3）小学生から継続した活動を選択することだけでなく、新たに他の活動に挑戦できる運営に努める。

（初心者も入部しやすい、可能な限り他の活動と両立できる運営に努める）

【2】部活動検討委員会等の設置

（1）校長は、部活動運営にかかわり円滑な部活動が行われているか評価・改善のため『部活動検討委員会』を設置する。当面の間、学校評議員会をこれに代える。

（2）校長は、必要に応じて、保護者、外部指導者・地域指導者等と『部活動懇談会』を開くことができる。部活動・課外活動にかかわる情報交換、共通理解をする。

特に、総合型地域スポーツクラブ『うすねニュースポーツ』、沼田市体育協会薄根支部、薄根地区学校体育文化後援会と連携を密にする。

（3）校長は、薄根中学校部活動部設置／編成にかかわる件について、地域代表等と『部活動編成等検討委員会』を開くことができる。部設置／編成にかかわることについて意見を求める。

（4）校長は、部活動主任を中心に『校内部活動検討委員会』を開くものとする。部運営や指導にかかわる部活動諸問題を検討する。

《参考通知等》

※運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（スポーツ省 H30.3.19）

※適正な部活動の運営に関する方針（群馬県教育委員会 H30.4.1）

※適正な部活動の運営に向けて（沼田市教育委員会 H30.4.1）

※暴力・体罰・セクハラ等の禁止について（通知）（日本中学校体育連盟 H28.6）

※中学校部活動における送迎方針（群馬県小中学校PTA連合会 H23.3）

※沼田市立中学校部活動指導員設置要項（沼田市教育委員会 H30.4.1）